鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分（以下「可動式膜面の部分」という。）に使用する膜材料及びテント倉庫用膜材料には、ガラス繊維糸を使用してはならない。

一　厚さの基準値は〇・四五ミリメートル以上とし、かつ、単位質量の基準値は一平方メートルにつき四百グラム以上であること。

二　引張強さの基準値は、幅一センチメートルにつき四百ニュートン以上であること。

三　伸び率の基準値は、四十パーセント以下であること。

四　引裂強さの基準値は、七十八ニュートン以上であること。

五　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜材料及びテント倉庫用膜材料又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜材料及びテント倉庫用膜材料とすること。

3　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィルムは、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　膜構造用フィルムは、エチレン―四ふっ化エチレン共重合樹脂フィルムとすること。

二　厚さの基準値は〇・一ミリメートル以上とし、かつ、単位質量の基準値は一平方メートルにつき百七十五グラム以上であること。

三　引張強さの基準値は、一平方ミリメートルにつき四十ニュートン以上であること。

四　伸び率の基準値は、三百パーセント以上であること。

五　引裂強さの基準値は、厚さ一ミリメートルにつき百六十ニュートン以上であること。

六　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜構造用フィルム又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜構造用フィルムとすること。

4・5　（略）

6　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

一　膜材料　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第五項に定める接合方法によること。この場合において、同項中「四十ミリメートル以上」とあるのは、「二十ミリメートル以上」とする。

二　（略）

三　膜構造用フィルム　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第五項第一号ニに定める接合方法によること。

7　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第六項の規定によらなければならない。

8　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項第二号から第五号まで、第三項第三号及び第六号、第四項第一号及び第八号イ及びロ、第五項及び第六項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号（令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算を行う場合にあっては、更に第二第三項第四号及び第五号の規定を含むものとする。）に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

行方向のみに移動する滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸縮する構造とする当該屋根版及び壁の部分（以下「可動式膜面の部分」という。）に使用する膜材料等には、ガラス繊維糸を使用してはならない。

一　膜材料等の厚さは〇・四五ミリメートル以上とし、かつ、質量は一平方メートルにつき四百グラム以上であること。

二　引張強さは、幅一センチメートルにつき四百ニュートン以上であること。

三　破断伸び率は、四十パーセント以下であること。

四　引裂強さは、七十八ニュートン以上であること。

五　構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについては、変質若しくは摩損しにくい膜材料等又は変質若しくは摩損防止のための措置をした膜材料等とすること。

（新設）

3・4　（略）

5　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。

一　膜材料　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接合方法によること。

二　（略）

（新設）

6　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等を骨組又は構造用ケーブルに定着させる場合においては、平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第五項の規定によらなければならない。

7　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項（第一号を除く。）、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二号ハ及びニ並びに第三第二項第一号及び第三号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。